

凍結保存の手続き

当院では、凍結保存配偶子(卵子・精子・受精卵/胚)に関して保管管理料が発生致します。

保管の延長又は廃棄については以下を参照いただきご対応下さい。

2022年4月より、これまでの自費診療で凍結保存していた胚を、

保険診療での保管に移行することはできます。(保険での保存期間は最長3年間となります)

ですが、保険治療に切り替えるときは新たな治療計画を作成することになりますので、

必ず夫婦一緒でのご受診が必要になります。(要予約)

○凍結保存の対象

- ・ 卵子(未受精卵)
- ・ 精子
- ・ 胚(受精卵)

保管管理料の料金はこちら→<https://medicalpark-yokohama.com/price/>

○凍結保存に関する同意書

- ・ [卵子凍結保存に関する同意書](#)
- ・ [精子凍結保存に関する同意書](#)
- ・ [胚\(受精卵\)凍結保存に関する同意書](#)

○患者様へのアナウンスについて

当院では原則、保存期間満期に関するご連絡は致しません。

凍結時にお渡しするレポートを大切に保管するようお願い申し上げます。

また、保存状況・数についてご不明な点がございましたら受付までお問合せ下さい。

○管理延長に伴う手続きについて

ホームページより所定の書式をダウンロードするか、直接窓口にて支払い用紙をお受け取り下さい。

また、提出用紙には必ずご夫婦のご署名が必要となります(卵子凍結の場合はご本人のみ)。

記載がない場合は受理できませんのでご注意ください。

お手続きの受付は、原則更新期限の2ヶ月前から期限当日までとなります。

料金については受付窓口へ直接お支払いいただくようお願い致します。

○延長希望無し(廃棄希望)の場合について

延長手続きと同様に書式を入手ください。**廃棄希望の場合もご自身のご署名が必ず必要となります。**管理料支払いは不要です。記入された用紙を直接受付窓口へご提出ください。

○料金未納又はご連絡がない場合

原則、管理期間満期より1年以上手続きがされなかった場合は廃棄とさせていただきますのでご注意ください。